各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産ブロッコリーのプロシミドン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において中国産ブロッコリーからプロシミドンを 検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、 関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

1. 別添1の中国の項中、

Г						
	製品検査の	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けるこ
	対象食品等					とを命ずる具体
						的理由
	ブロッコリー		プロシミドン	別表1の3による	平成17年1月24日付け	基準値 (0.01
	及びその加			こと。	食安発第0124001号「食	ppm) を超える
	工品(簡易				品に残留する農薬、飼	プロシミドンが
	な加工に限				料添加物又は動物用医	検出されるおそ
	る。)				薬品の成分である物質	れがあるため。
					の試験法について」に	
					よること。	

を追加する。